

東海旅客鉄道株式会社 ICカード乗車券運送約款の一部改正（TOICA乗車券の払いもどし等の取扱い変更に伴う改正）

| 現行 | 改正 |
|---|---|
| (前略) | (前略) |
| (小児用TOICAの発売) | (小児用TOICAの発売) |
| <p>第19条 小児用TOICAの購入の申し出があったときは、使用者の12歳の誕生日の前日以降で最初の3月31日（誕生日が3月31日の場合は当該3月31日、4月1日の場合は前日の3月31日）までの間使用することができるICカードを媒体として、小児用TOICAを発売します。</p> | <p>第19条 小児用TOICAの購入の申し出があったときは、使用者の12歳の誕生日の前日以降で最初の3月31日（誕生日が3月31日の場合は当該3月31日、4月1日の場合は前日の3月31日）までの間使用することができるICカードを媒体として、小児用TOICAを発売します。</p> |
| (中略) | (中略) |
| <p>3 旅客は、小児用TOICAに登録した氏名等の変更が必要となった場合は、これを小児用TOICAの発売箇所に差し出して、氏名等の変更を申し出なければなりません。この場合、当社が別に定める申込書（以下「再発行等申込書」といいます。）を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該小児用TOICAの記名人本人<u>又は代理人</u>であることを証明しなければなりません。</p> | <p>3 旅客は、小児用TOICAに登録した氏名等の変更が必要となった場合は、これを小児用TOICAの発売箇所に差し出して、氏名等の変更を申し出なければなりません。この場合、当社が別に定める申込書（以下「再発行等申込書」といいます。）を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該小児用TOICAの記名人本人であることを証明しなければなりません。<u>ただし、別に定めるところにより、当該小児用TOICAの記名人の代理人に対し、この取扱いを行うことがあります。</u></p> |
| (中略) | (中略) |
| (TOICAの払いもどし) | (TOICAの払いもどし) |
| <p>第28条 旅客は、TOICAが不要となった場合は、これを払いもどし取扱箇所に差し出して当該TOICAのSF残額（10円未満のは数を切り上げて10円単位とした額。以下本条において同じ。）の払いもどしを請求することができます。この場合、手数料としてTOICA1枚につき220円を支払うものとします。ただし、小児用TOICAを所持する旅客が12歳の誕生日の前日以降で最初の3月31日（誕生日が3月31日の場合は当該3月31日、4月1日の場合は前日の3月31日）を超え、小児用TOICAを使用することができなくなったことにより、SF残額の払いもどしを請求する場合は、手数料は收受しません。</p> | <p>第28条 旅客は、TOICAが不要となった場合は、これを払いもどし取扱箇所に差し出して当該TOICAのSF残額（10円未満のは数を切り上げて10円単位とした額。以下本条において同じ。）の払いもどしを請求することができます。この場合、手数料としてTOICA1枚につき220円を支払うものとします。ただし、小児用TOICAを所持する旅客が12歳の誕生日の前日以降で最初の3月31日（誕生日が3月31日の場合は当該3月31日、4月1日の場合は前日の3月31日）を超え、小児用TOICAを使用することができなくなったことにより、SF残額の払いもどしを請求する場合は、手数料は收受しません。</p> |
| <p>2 前項の規定により小児用TOICAの払いもどしを請求する場合、旅客が、再発行等申込書に必要事項を記入して提出し、かつ公的証明書等の提示によ</p> | <p>2 前項の規定により小児用TOICAの払いもどしを請求する場合、旅客が、再発行等申込書に必要事項を記入して提出し、かつ公的証明書等の提示によ</p> |

| 現行 | 改正 |
|---|---|
| <p>り、当該小児用TOICAの記名人本人であることを証明したときに限って払いもどしを行います。</p> <p>3 第1項の規定によりEX-ICカード（TOICA機能付き）の払いもどしを請求する場合、旅客が、再発行等申込書に必要事項を記入して提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該EX-ICカード（TOICA機能付き）の記名人等本人であることを証明したときに限って払いもどしを行います。なお、この場合、あらかじめストアードフェアカードの機能をもたないEX-ICカードの再発行手続き、又はJR東海エクスプレス・カードの退会手続きが必要です。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定により払いもどす場合には、デポジットを返却します。</p> | <p>り、当該小児用TOICAの記名人本人であることを証明したときに限って払いもどしを行います。</p> <p>3 第1項の規定によりEX-ICカード（TOICA機能付き）の払いもどしを請求する場合、旅客が、再発行等申込書に必要事項を記入して提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該EX-ICカード（TOICA機能付き）の記名人等本人であることを証明したときに限って払いもどしを行います。なお、この場合、あらかじめストアードフェアカードの機能をもたないEX-ICカードの再発行手続き、又はJR東海エクスプレス・カードの退会手続きが必要です。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定により払いもどす場合には、デポジットを返却します。</p> |
| <p style="text-align: center;">(中略)</p> | <p style="text-align: center;">(中略)</p> |
| <p>(TOICA定期券の発売)</p> <p>第32条 TOICA定期券の購入の申し出があったときは、次の各号のいずれかに定める定期乗車券を発売します。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> | <p>(TOICA定期券の発売)</p> <p>第32条 TOICA定期券の購入の申し出があったときは、次の各号のいずれかに定める定期乗車券を発売します。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> |
| <p>6 旅客は、TOICA定期券に登録した氏名等の変更が必要となった場合は、これをTOICA定期券の発売箇所に差し出して、氏名等の変更を申し出なければなりません。この場合、再発行等申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該TOICA定期券の記名人本人<small>(小児用TOICA定期券にあつては、記名人本人又は代理人)</small>であることを証明しなければなりません。</p> | <p>5 <u>第2項及び第3項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、当該小児用TOICA又はEX-ICカード（TOICA機能付き）の記名人等の代理人に対し、払いもどしをすることがあります。</u></p> <p>6 旅客は、TOICA定期券に登録した氏名等の変更が必要となった場合は、これをTOICA定期券の発売箇所に差し出して、氏名等の変更を申し出なければなりません。この場合、再発行等申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該TOICA定期券の記名人本人であることを証明しなければなりません。<u>ただし、別に定めるところにより、当該TOICA定期券の記名人の代理人に対し、この取扱いを行うことがあります。</u></p> |
| <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(TOICA定期券の紛失再発行)</p> <p>第38条 TOICA定期券の記名人が当該TOICA定期券を紛失した場合</p> | <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(TOICA定期券の紛失再発行)</p> <p>第38条 TOICA定期券の記名人が当該TOICA定期券を紛失した場合</p> |

| 現行 | 改正 |
|---|---|
| <p>で、再発行等申込書に必要事項を記入して払いもどし取扱箇所に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り紛失したTOICA定期券（SF残額がある場合は当該SFを含みます。）の使用停止措置を行い、その翌日から起算して30日以内に再発行を行います。</p> <p>(1) 申込書を提出するとき及び再発行を行うときに、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該TOICA定期券の記名人本人 <u>(小児用TOICA定期券にあつては、記名人本人又は代理人)</u> であることを証明できること。</p> <p>(中略)</p> <p>4 第1項及び第2項の取扱いを行った後に、紛失したTOICA定期券を発見した場合は、旅客は、これを払いもどし取扱箇所に差し出して、デポジットの返却を請求することができます。この場合、旅客が紛失したTOICA定期券とともに再発行等申込書に必要事項を記入して提出し、かつ公的証明書等の提示により記名人本人 <u>(小児用TOICA定期券にあつては、記名人本人又は代理人)</u> であることを証明したときに限り、返却の取扱いを行います。</p> <p>(中略)</p> <p>(TOICA定期券の払いもどし)</p> <p>第41条 旅客は、TOICA定期券が不要となった場合は、これを払いもどし取扱箇所に差し出して、払いもどしの請求をすることができます。この場合、旅客が再発行等申込書に必要事項を記入して提出し、かつ公的証明書等の提示により当該TOICA定期券の記名人本人 <u>(小児用TOICA定期券にあつては、記名人本人又は代理人)</u> であることを証明したときに限り、次の各号により払いもどしを行います。</p> <p>(中略)</p> | <p>で、再発行等申込書に必要事項を記入して払いもどし取扱箇所に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り紛失したTOICA定期券（SF残額がある場合は当該SFを含みます。）の使用停止措置を行い、その翌日から起算して30日以内に再発行を行います。</p> <p>(1) 申込書を提出するとき及び再発行を行うときに、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該TOICA定期券の記名人本人であることを証明できること。</p> <p>(中略)</p> <p>4 第1項及び第2項の取扱いを行った後に、紛失したTOICA定期券を発見した場合は、旅客は、これを払いもどし取扱箇所に差し出して、デポジットの返却を請求することができます。この場合、旅客が紛失したTOICA定期券とともに再発行等申込書に必要事項を記入して提出し、かつ公的証明書等の提示により記名人本人であることを証明したときに限り、返却の取扱いを行います。</p> <p><u>5 第1項及び前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、当該TOICA定期券の記名人の代理人に対し、当該各項に規定する取扱いを行うことがあります。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(TOICA定期券の払いもどし)</p> <p>第41条 旅客は、TOICA定期券が不要となった場合は、これを払いもどし取扱箇所に差し出して、払いもどしの請求をすることができます。この場合、旅客が再発行等申込書に必要事項を記入して提出し、かつ公的証明書等の提示により当該TOICA定期券の記名人本人であることを証明したときに限り、次の各号により払いもどしを行います。<u>ただし、別に定めるところにより、当該TOICA定期券の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがあります。</u></p> <p>(中略)</p> |

| 現行 | 改正 |
|---|---|
| <p>4 前各項にかかわらず、券面に表示された有効期間の終了日の翌日以降にTOICA定期券の払いもどしの請求があった場合は、第28条を準用します。ただし、第28条の規定にかかわらず、旅客が再発行等申込書に必要事項を記入して提出し、かつ公的証明書等の提示により当該TOICA定期券の記名人本人 <u>(小児用TOICA定期券にあっては、記名人本人又は代理人)</u> であることを証明したときに限って、請求できるものとします。</p> <p>(以下略)</p> | <p>4 前各項にかかわらず、券面に表示された有効期間の終了日の翌日以降にTOICA定期券の払いもどしの請求があった場合は、第28条を準用します。ただし、第28条の規定にかかわらず、旅客が再発行等申込書に必要事項を記入して提出し、かつ公的証明書等の提示により当該TOICA定期券の記名人本人であることを証明したときに限って、請求できるものとします。<u>この場合、別に定めるところにより、当該TOICA定期券の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがあります。</u></p> <p>(以下略)</p> |

附則

この通達は、平成31年10月1日から施行する。ただし、本通達の施行日より前に発売したTOICA乗車券についても適用する。